

第30回福井地方，家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年6月25日（月）午後1時30分から午後3時50分まで

2 開催場所

福井地方，家庭裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

天谷朱実，大野仁志，倉田慎也（委員長，家裁委員会委員を兼任），小池麻里子，杉浦宏季，中山博晴（家裁委員会委員を兼任），水野忠和，吉村春男

(2) 家庭裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

上木礼子，江端美喜子，倉田慎也（委員長，地裁委員会委員を兼任），竹内富美子，田中住江，中山博晴（地裁委員会委員を兼任），紅谷崇文，渡邊史朗

(3) 事務担当者

齊藤地裁事務局長，宮崎家裁事務局長，野津地裁事務局次長，海老澤家裁事務局次長，前川地裁総務課長，杉本家裁総務課長，佃家裁総務課課長補佐，藤井地裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 「裁判所における障害者に対する配慮」についての説明

(2) 意見交換

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び開催テーマ

(1) 地方裁判所委員会

ア 次回開催期日

平成30年11月19日（月）午後1時30分

イ 開催テーマ

10年目を迎える裁判員制度について、これまで裁判所が進めてきた取組や課題等をテーマとして意見交換を行う。

(2) 家庭裁判所委員会

ア 次回開催期日

平成30年11月28日（水）午後1時30分

イ 開催テーマ

少年の補導委託をテーマとして意見交換を行う。

(別紙)

意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長，●：事務担当者)

- ◎： 委員が所属する団体等での障害者への配慮についての実情や，職員の意識を涵養するための取組などについて御紹介いただきたい。また，先程説明した裁判所の取組に対する御意見があれば伺いたい。
- ： 障害がある方やそうでない方も障害の内容を勉強し，お互いが思いやりを持って接することで適切な障害者配慮につながっていくと思う。
- ： とりわけ発達障害については，本人や家族が発達障害について自覚することは当然であるが，本人の勤務先等の周囲の人達も一定程度の知識を持つておくことが大切だと思う。そうすれば発達障害の方に接した場合でも，相手を理解して適切な対応をすることができる。
- ： 刑事裁判の手續では，被告人等に関する障害の有無やその程度の情報は，まず，検察官や弁護士からいただくことになる。発達障害等，外見で分からない障害を持っておられる場合には，実際に法廷で話を聞いてみて初めて何らかの障害があるのではないかと感じるケースもある。耳が不自由である方には，可能な限り分かりやすい言葉でゆっくりと話し，理解しているかどうか確認しながら手續を進めている。
- ： 検察庁は，主に捜査を担当することになるが，被疑者や被告人の中には何らかの障害を持っている方も多い。検察庁としては，裁判になって初めて本人に障害があることが判明するということがないように，捜査段階で十分に話を聞いて手續を進めるとともに，障害がある方に対しては，なるべく理解しやすい言い回しを心掛け，また，本人に内容を確認していただく必要のある書類作成の際には，ひらがなを用いたり，漢字にふりがなを付すなどの配慮を行っている。本人に関して把握している情報については，必要に応じて裁判所に提供し

ている。

○： 弁護士として、刑事事件の弁護人を担当する場合には、事前に、当事者等と十分打合せを行い、その過程で当事者等に視覚、聴覚等の障害があるという情報に接した場合には、必要な範囲で裁判所に情報提供しているところである。発達障害の場合には、本人に自覚がないケースも多く、弁護人が裁判所にどこまでの範囲で情報を提供すべきか難しいと感じているところである。裁判所においては、本人の特性を理解して訴訟等の手続を進行していただいているところであり、現時点で障害者配慮を原因として不都合が生じたことや、手続が遅滞したという経験はない。

○： 当店では、ハートフルアドバイザーという資格を持った社員が約20名おり、体が不自由な方が来店された場合に、エレベーターやエスカレーターでの移動の補助や買い物の補助を行っている。

朝礼では、職員全員に手話を用いた挨拶の訓練を実施している。内容は、「いらっしゃいませ、はい、かしこまりました、少々お待ちください、申し訳ございません、ありがとうございました、またお越しくください。」等の簡単なものではあるが、視覚や聴覚に不自由がある方にとって、手話を交えて挨拶をすることで少しでも安心して買い物をしていただけると考えている。これからは、障害を持っている方が安心して気軽に相談してもらえような環境を組織として作っていくことが大切である。

○： 当図書館には、障害者の方専用の屋根付き駐車場があり、館内入口ドア付近にインターホンを設置している。館内はバリアフリーとなっており、音声ガイドによる館内案内や点字ブロックを設置しているほか、車イスとお年寄り用の押し車を数台備え置いている。また、図書検索コーナーに音声ガイド付きの端末1台を、視覚障害の方への拡大読書器や点字資料、大活字版の図書を設置しているほか、事前申込があれば職員による対面朗読を行うサービスや視覚障害

の方を対象に郵送による貸し出しサービスを行っている。

○： 当社会福祉協議会では、障害のある方に対しては、寄り添いながら本人の目線になって考え、支援していくことが大切であると考えている。ただ、本人のためにどこまで寄り添えばよいのか、本人にとって適切な対応となっているのかは悩みどころである。

○： 当社では、エントランスホールに車イスを備え置くとともに、車イスの方用のエレベーター及びトイレを設置している。また、新館と旧館の間の通路に段差があるため、車イスの方等が行き来する際には、職員が簡易式のスロープを設置して移動の補助を行っている。

放送上の配慮という点では、ニュース等でキャスターが原稿を読み上げた内容で重要な部分には文字テロップを入れる、コメントフォローという手法が多くなってきている。また、現在、試験的ではあるが、耳が不自由な方向けに字幕付きのコマーシャル等を放送している。

○： 当大学では、障害等がある学生が入学する際には、事前に臨床心理士の資格を持った教職員が中心となって、学生本人や保護者と面談を行い、学生生活を送る上での留意点など、必要な情報を収集し、当該情報を教職員間で共有している。また、入学の際に障害等の有無は不明であったが、入学後の様子を見て、何らかの障害があるのかもしれないと考えた場合にも、臨床心理士の資格を持った教職員らが面談を行い、必要な情報を教職員の間で共有する体制となっている。

○： 検察庁では、罪を犯したとされる被疑者を起訴するか、または不起訴とするかを判断しているが、不起訴として被疑者を釈放する場合、本人が貧困で行くあてもないような場合等には保護に向けた手続を行っている。当庁としては、今後も、障害者配慮を含め適正な事務処理を行っていくものである。

○： 当司法書士会は、老朽化した建物ということもあり、バリアフリー等の施設

面での整備はできていない。今回のテーマを聞いて、私たち自身が障害に関する専門的な知識を持ち、障害者配慮についてどうあるべきか考えていくべきだと思った。今回のテーマの内容に関しては、所属する会員にも周知し、今後の研修等に活かしていきたい。

- ： 当弁護士会においては、施設面の整備は行き届いていないものの、事務局として、障害者の方の移動の際の介助等可能な範囲で対応しているところである。弁護士会はもともと敷居が高いと思われがちであるところ、こうした施設面での整備が行き届いていないことで障害がある方にとっては更に利用意思を妨げてしまっていることもあるのかもしれない。

日本司法支援センター福井地方事務所（法テラス）では、認知機能が不十分な高齢者や障害者の方向けに、弁護士等が出張して法律相談に出向くという制度がある。この制度は、本人の資力に関係なく（ただし、一定の資力がある方については相談費用を負担していただく場合がある。）、本人が積極的に弁護士等に相談したいという意思がなくても、本人を支援する特定の支援機関が、この件は弁護士等に相談した方がよいと考えた場合には、同機関が申込み等の手続を行うことで、弁護士等が本人宅まで相談に出向くというものである。

今後、当弁護士会では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を踏まえ、会員に対する研修等を行っていくとともに、障害者の方に対する対応要領や対応指針等を整備することを検討していきたいと考えている。

- ： 裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づく相談窓口について説明していただきたい。
- ： 先程説明した裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領では、裁判所職員による障害を理由とする差別に関して障害者等からの相談等に的確に対応するため、最高裁判所並びに高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の事務局総務課に相談窓口を置くとされており、当庁においても、

事務局総務課に相談窓口を設置している。

なお、相談を受けた事例については、最高裁判所において集約、集積され、その結果は、個人情報の保護等に配慮した上で、全国の裁判所に情報提供がなされている。

◎： 本日承った御意見は、今後、当庁において障害者に対する配慮の在り方を検討していく上での参考としたい。